茨労基発0409第4号の2
令和　3年　4月　9日

関係団体の長　殿

茨城労働局長
（公印省略）

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する
留意事項等について

平素より、労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、令和3年3月31日付け基発0331第4号をもって厚生労働省労働基準局長より、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについての考え方及び留意すべき事項が示されました。

つきましては、情報としてお知らせいたしますので、傘下会員等への周知につき、御協力を賜りますようお願いいたします。